

社会保障審議会 介護保険部会(第126回)

資料3

令和7年10月9日

介護保険料等における基準額の調整

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護の保険料の算定において、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階の基準については、老齢基礎年金(満額)の支給額相 当の金額を踏まえ、設定している。
- 令和6年度の年金額改定を踏まえ、令和7年4月から基準を見直し、**年金収入等80.9万円**を基準として設定している。
 - ※ 令和6年中(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額:809,000円/年。
- 今般、令和7年度の年金額改定により、令和7年中の老齢基礎年金(満額)の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等826,500円を基準にすることとする**。(令和8年4月施行予定)
 - ※ 高額介護(予防)サービス費、補足給付における年金収入等80.9万円の基準についても、同様に措置(令和8年8月施行予定)

